

## ○宮崎市青島パークゴルフ場条例

平成22年12月24日条例第54号

改正

平成26年3月18日条例第47号

令和元年9月19日条例第55号

## 宮崎市青島パークゴルフ場条例

(設置)

第1条 市民の健康の増進、スポーツの振興及び世代間の交流の促進を図るため、宮崎市青島パークゴルフ場（以下「パークゴルフ場」という。）を宮崎市大字加江田7470番地3に設置する。

(開場時間)

第2条 パークゴルフ場の開場時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、5月1日から9月30日までの期間は、午前8時から午後6時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、開場時間を変更することができる。

(休場日)

第3条 パークゴルフ場の休場日は、12月29日から翌年1月3日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、開場日に休場し、又は休場日に開場することができる。

(指定管理者による管理)

第4条 パークゴルフ場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) パークゴルフ場の運営に関する業務
- (2) パークゴルフ場の利用の許可に関する業務
- (3) パークゴルフ場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (4) パークゴルフ場の施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するために必要な業務

(利用の許可等)

第6条 パークゴルフ場を利用しようとする者（パークゴルフを行う者に限る。）は、あらかじめ、指定管理者の許可（以下「利用許可」という。）を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、パークゴルフ場の管理上必要があると認めるときは、利用許可に必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

（利用の不許可）

第7条 指定管理者は、前条第1項の規定により利用許可の申請があった場合において、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしないものとする。

- （1） 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- （2） パークゴルフ場の施設、附属設備、備品等（以下「施設等」という。）を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- （3） 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、パークゴルフ場の管理上支障があると認めるとき。

（利用許可の取消し等）

第8条 指定管理者は、利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該利用許可を取り消し、又は必要な措置を命ずることができる。

- （1） この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。
- （2） パークゴルフ場を許可された利用目的と異なった目的に利用したとき。
- （3） 利用許可の条件に違反したとき。
- （4） 偽りその他不正の手段により利用許可を受けたとき。
- （5） 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

（利用権の譲渡等禁止）

第9条 利用者は、パークゴルフ場を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（特別の設備等）

第10条 利用者は、パークゴルフ場の利用に当たって、特別の設備又は器具を利用しようとするときは、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。

（入場の制限等）

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者の入場を拒否し、若しくは制限し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認める者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある者
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある物又は動物を携帯する者
- (4) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認める者
- (5) 許可なく寄附金品の募集、物品の宣伝及び販売その他これらに類する行為をする者
- (6) 許可なく印刷物、ポスターその他これらに類する物を配布し、又は掲示する者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、パークゴルフ場の管理上支障があると認める者

(利用料金)

第12条 利用者は、指定管理者に対し、利用料金を規則で定める期日までに支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、特に必要があると認めるとき、又は市長が別に定めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第14条 既に支払った利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるとき、又は市長が別に定めるときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(原状回復)

第15条 パークゴルフ場を利用する者は、その利用を終了したとき、又は第8条の規定により利用許可を取り消されたときは、直ちに自己の負担で設備又は器具を撤去し、パークゴルフ場を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第16条 パークゴルフ場を利用する者は、その責めに帰すべき理由により、施設等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(基金の設置)

第17条 パークゴルフ場の維持管理に要する費用に充てるため、宮崎市青島パークゴルフ場管理基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第18条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第19条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用収益の処理)

第20条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第21条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第22条 市長は、第17条に規定する目的のために必要があると認めるときは、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。(平成23年6月規則第33号で、同23年12月21日から施行。ただし、同条例附則第2項の規定は、同23年12月1日から施行)

(準備行為)

2 第6条第1項及び第10条の許可のために必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)前においても、行うことができる。この場合において、第6条から第8条まで、第10条、第12条第1項、第13条及び第14条中「指定管理者」とあるのは、「市長」とする。

(許可、申請等に関する経過措置)

3 施行日前に、前項の規定により市長が行った許可その他の行為は指定管理者が行ったものと、同項の規定により市長に対してなされた申請その他の手続は指定管理者に対してなされたものとみなす。

附 則 (平成26年3月18日条例第47号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、施行日以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

3 改正前の別表の規定により発行された回数券に係る宮崎市青島パークゴルフ場の利用及び利用料金については、施行日以後も、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月19日条例第55号）

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、施行日以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

3 改正前の別表の規定により発行された回数券に係る宮崎市青島パークゴルフ場の利用及び利用料金については、施行日以後も、なお従前の例による。

別表（第12条関係）

区分		単位	利用料金
児童生徒	平日	1人1日	310円
	休日等	1人1日	420円
一般	平日	1人1日	630円
	休日等	1人1日	840円
児童生徒（回数券）		10日分	2,480円
一般（回数券）		10日分	5,040円

備考

- 「児童生徒」とは幼稚園、小学校、中学校又は高等学校（これらに準ずるものを含む。）に在籍する者が利用する場合、「一般」とは児童生徒以外の者が利用する場合をいう。
- 「平日」とは、日曜日、土曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）以外の日をいう。
- 「休日等」とは、日曜日、土曜日及び休日をいう。
- 附属設備及び備品の利用料金は、規則で定める。